

① 件名	補助金等交付に際する納付確認について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 本市「行財政改革大綱」において、財政の健全化（歳入確保策）として、「滞納者への行政サービス制限」の強化を掲げ、これまでも、受益（サービス）と負担（納税）の均衡の観点や資格審査の面等から、入札参加資格や市営住宅入居のほかに、市が実施する補助金や利子補給金等の交付申請に際して納税の確認を行うなどし、市税を滞納している個人や法人に対して制限を実施しているが、一部の実施に留まっており、その取り扱いは統一されていない状況にある。</p> <p>このため、特別な理由もなく税金を納めない一方で、行政上のサービスを利用できるという不公平な現状は、市民の納税に対する信頼を失いかねないことから、その取扱いについて統一化を図る必要がある。</p>
【目的】	滞納の未然防止や納付促進のほか、誠実に納税義務を果たしている多くの市民に不公平感を生じさせないため、各種行政サービス（補助金等）申請の際に、納税証明書の添付もしくは納税状況確認に関する同意を求めるもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号） 石巻市補助金等の交付に関する規則（平成17年石巻市規則第47号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第1章 ともに創る協働のまち 第4節 安定した行財政運営を構築する 1 持続可能な行財政運営を推進する</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	平成28年11月 歳入確保に関する打ち合わせ会を実施（関係19課出席） 平成29年 2月 平成28年度第2回石巻市市税滞納整理対策本部会議 滞納者に対する行政サービス制限措置の検討会議（関係32課出席）

⑤ 主な内容

(1) 行政サービスの制限内容

補助金等の行政サービスの申請者に市税の滞納がある場合、補助金等の交付を原則として制限する。ただし、交付制限になじまないものは対象としない（納税確認を要しない）。

(2) 対象とする市税

市民税（個人、法人）、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、都市計画税

(3) 交付制限の対象としないもの

- ① 非営利団体（法人税法第2条第1項第5号、第7号、第8号で規定された公共法人、公益法人等、人格の無い社団等をいう）を対象とした補助事業
- ② 生命、身体又は財産の安全の確保及び防災を目的とした補助事業
- ③ 生活困窮者、障害者等の生活の維持を図ることを目的とした補助事業
- ④ 市の財源を伴わない間接的な補助事業
- ⑤ 小・中学校の校外活動等（体育・文化活動等）に係る補助事業

※福祉・教育分野や、市民の生命、財産の安全に係る事業等を対象から除外する規定を盛り込むことで、制限する対象の統一化や補助金等のより適切な執行を図るもの。

※規則制定後の納税状況確認の取扱いについて（平成28年度現在）

改正後	計	補助金	助成金	交付金	その他
納付確認が新たに必要となるもの (一覧別紙)	38	24	5		9
確認期間の変更(2年分→全て)	2	2			
納付確認を要しなくできるもの	3	3			
既に規定され引続き要するもの	30	9	11		10
引続き納付確認が不要のもの	51	41	6	2	2
合計	124	79	22	2	21

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

補助金申請等に際して、市税の納税証明書の添付もしくは納税状況の確認を徹底することで、滞納の未然防止や納付促進が期待できる。

また、補助金等の交付において、市税完納が要件となる取扱いが統一化されることで、「受益と負担の均衡」並びに「税負担の公平性」とともに、補助金等の適切な執行が図れるもの。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

県内で滞納者に対する行政サービス等の制限措置を目的とした規程を定めているのは3市4町
・塩竈市・白石市・岩沼市・蔵王町・柴田町・山元町・色麻町

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成29年10月 「石巻市市税の滞納者に対する補助金等の交付の制限に関する規則」の制定
(平成30年4月1日施行予定)
10月～ 関係する補助金交付要綱等の改正
平成30年4月 平成30年度補助金等の交付申請受付分より納付確認の開始

⑨ その他